

2014年5月28日

日本版スチュワードシップ・コード受け入れ表明

本年2月に、金融庁が「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を公表しました。同コードの詳細については、下記リンクより金融庁ホームページの参考資料をご参照ください。<http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20140227-2/04.pdf>

弊社（JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社）は、「資産運用者としての機関投資家」として、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に賛同し、受け入れることを表明します。

弊社では、従来より、株主総会における株主議決権の行使のほか、企業経営者とのミーティングなどの機会を活用し、資産運用者の立場から企業に対し経営改善のために意見表明を行うなど、投資先企業との対話を重視してきました。《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れた上で、今後もそのような活動を継続いたします。

なお、同コードに基づく「コードの各原則に基づく公表項目」については、本年8月を目途に、本サイトにて公表することを予定しております。

ご参考：2010年7月に発表された英国版スチュワードシップ・コードについて、弊社のグループ会社（英国法人）であるJPMorgan Asset Management (UK) Limitedが受け入れを表明しています。また、弊社グループは「UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）」が推進するPRI（責任投資原則：Principle for Responsible Investment）に署名しています。

2014年8月15日

日本版スチュワードシップ・コード7原則に対する取り組み

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）は、投資先企業との「目的を持った対話」（エンゲージメント）に努めています。弊社では、日本版スチュワードシップ・コードで求められているエンゲージメントを、特に企業のガバナンス目的で行うこともあります。運用の一環として行っている、投資先企業を評価するためのミーティングなどを通じても行われていると考えています。
- 弊社は、投資先企業・調査対象企業の状況を確認し、的確な情報に基づく企業の評価に努めます。また、資産運用者の立場から、企業に対し、資本効率の改善その他の経営改善のための意見表明を行うなど、企業の持続的成長を促すことを目的に、建設的な対話に努めます。
- 企業を評価するに際し、社会・環境問題が企業価値に影響するか否かを考慮します。また、企業のガバナンスの確認も行います。
- 企業の株主総会においては、運用部門責任者が任命したメンバーによって構成されたワーキング・グループが、弊社の「議決権行使等に関する基本的考え方（日本株式）」に沿って、議決権行使について判断します。顧客との投資一任契約により弊社の裁量で議決権を行使できる日本株式、及び弊社自身が設定・運用する投資信託で保有する日本株式を対象に、原則として全ての議決権を行使します。

弊社の「議決権行使等に関する基本的考え方（日本株式）」（以下「ガイドライン」といいます。）はこちらをご参照ください。

<https://www.jpmorganasset.co.jp/wps/portal/Policy/Guideline>

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

弊社は、企業の株主総会での議決権の行使における利益相反に対応する方針について、従前よりガイドライン上で公表しております。

以下は、ガイドラインの抜粋です。

利益相反	投資先企業との営業上の関係等に左右されることなく、恣意的な、又は第三者への利益を伴う議決権行使（利益相反）を防ぐ目的で、弊社が採用する議決権行使助言機関の意見も参照し、客観的、かつ合理的な意見を基に判断を行う。なお、弊社がその運用資産のために議決権を行使するに際し、弊社が属する JP モルガン・グループ内において商業銀行業務や投資銀行業務を行う会社との間で利益が相反する可能性が考えられる。そのような会社は、議決権行使対象の企業（弊社の運用資産による投資先企業）に対する融資や、当該企業が発行する証券の引受等の取引関係を持つことがあり、その立場（当該企業に対する債権者等の立場）における利益は、必ずしも弊社の運用資産における利益と一致しないためである。この利益相反を防止し、弊社の議決権行使判断の独立性・整合性を維持するために、弊社が属する JP モルガン・グループにおいては、他部門（商業銀行、投資銀行等）と弊社を含むアセット・マネジメント部門間での業務に関する情報が他方へ流れることを組織的に規制し、議決権行使に当たっての利益相反を防止している。それでもなお、重大な利益相反の可能性が認められた場合、行使をするにあたり、法令及び顧客との契約において許容される限りにおいて、第三者に行使判断を求め、顧客に事前に行使判断の同意を得るか、棄権をする。
------	---

なお、弊社は、営業上の関係を有している企業（例：弊社設定の投資信託の販売会社）、及び弊社が企業年金の運用委託を受けている企業を、利益相反関係がある投資先企業として認識しておりません。そのような企業も含め、利益相反の有無の認識にかかわらず、恣意的又は第三者への利益を伴う議決権行使を防ぐため、助言機関の活用などにより、客観的かつ合理的な判断を行います。

原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 弊社のポートフォリオ・マネジャーやアナリストは、投資先企業について、財務分析を行うと共にコンタクトをとり、企業の状況を把握することに努めます。企業の状況を把握するために、企業説明会やスモールミーティングへの参加、経営陣（トップマネジメント）やIR担当者との個別面談や電話取材を通じて情報の収集と分析に努めます。
- 企業の状況を把握する際に、インサイダー情報を含む非公表情報を取得しないよう努めると共に、万一取得してしまった場合の悪影響を防止すべく、適切な社内管理を構築しています。
- 運用部門以外のガバナンス担当者も、投資先企業と、特にガバナンスを目的としたミーティングを必要に応じて行います。

原則4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 原則1と原則3について述べている通り、弊社のポートフォリオ・マネジャーやアナリストは、投資先企業とコンタクトをとり状況を把握することに努め、資産運用者の立場から企業に対し経営改善のために意見表明を行い、投資先企業の企業価値向上に努めます。
- 株主総会における議決権の行使に加え、投資先企業の評価のための企業取材（企業訪問、電話などによる情報の取得）の過程で経営陣に対して、健全な経営及び株主広報が行われるよう、株主として意見を陳述します。また、企業の経済価値を大きく左右するような突発的な事故・事件、不祥事などが発生した場合には、必要に応じて、善後策の策定・発表や、投資家に対する適切なディスクロージャーを要請します。

原則5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 弊社のガイドラインは、国内外のコーポレート・ガバナンスに関する動向を考慮し、投資先企業の株主価値の更なる向上を目指すために最良と考える考え方を反映するように努めます。
- 弊社は、毎年8月末までに、その年の5月・6月に開催された株主総会における議案別議

決権行使指図結果をホームページで公表します。公表は、投資一任契約分、投資信託分を分けて行います。

原則6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 原則5について述べている通り、弊社は株主総会における議案別議決権行使指図結果をホームページで公表します。
- 弊社の投資一任契約の顧客から依頼があった場合、当該顧客口座で保有する個別銘柄に関するエンゲージメントの状況について説明します。

原則7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 弊社のポートフォリオ・マネジャーやアナリストは、投資先企業のみならず、同業他社や他業種に属する企業も含めて幅広い調査を行い、ガバナンス、ビジネスモデル、経営ノウハウ、資本政策などでの成功例、失敗例などの情報を社内で共有・蓄積することにより、個人及び組織としての知見を高めることに努めます。
- また、弊社のポートフォリオ・マネジャー、アナリスト及びガバナンス担当者は、外部の専門家が開催するセミナーの参加などにより、ガバナンスの知識を高める努力を継続します。

以上